



Contents

審決取消

進歩性欠如が認められて審決が取り消された事例

知財高裁(2部)令和6年7月17日判決〔電動式衝撃締め付け工具事件〕

商標

商標法4条1項11号及び15号に該当し商標が無効と判断された事例

知財高裁(2部)令和6年7月8日判決〔三金工業事件〕

著作権

保存容器の著作物性を否定した事例

大阪地裁(21部)令和6年7月2日判決〔蓋付き保存容器事件〕

不競法

書籍の題号の商品等表示への該当性

東京地裁(40部)令和6年7月8日判決〔日本植物図鑑事件〕

審決取消

進歩性欠如が認められて審決が取り消された事例



小山 隆史
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和6年7月17日判決(令和5年(行ケ)第10084号(第1事件)、同第10089号(第2事件))
Westlaw Japan(2024WLJPCA07179003)(電動式衝撃締め付け工具事件)

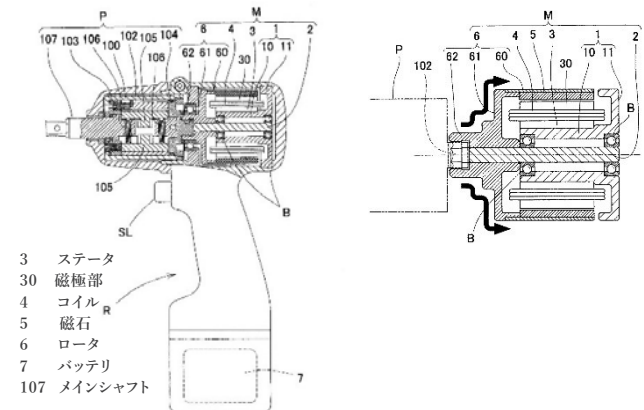
1 事案の概要

本件は、発明の名称を「電動式衝撃締め付け工具」とする特許(特許第4362657号、「本件特許」)について、Xら¹が進歩性欠如及び記載要件(サポート要件、明確性要件)違反を理由に無効審判を提起したところ、特許庁が特許権者(Y)の特許の請求項1の訂正請求を認めた上で(訂正後の請求項1に係る発明を「本件訂正発明」、訂正後の請求項1及びこれに発明特定事項を追加した請求項2~6に係る発明を「本件各訂正発明」)、特許無効審判請求を不成立としたため(「本件審決」)、Xらが本件審決の取消しを求めた事案です。裁判所は、Xらが新たに主張した訂正要件違反はないとしつつ、甲2発明²を主引用発明とする本件各訂正発明の進歩性欠如の主張を認め、本件審決を取り消しました。本件では進歩性判断について取り上げます。

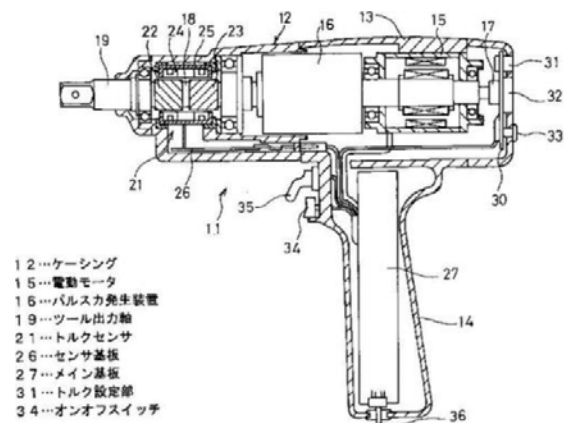
本件訂正発明1は以下のとおりです(下線部は訂正箇所)。

- A 電動モータの出力部の回転を、作動油によりトルクを発生する油圧パルス発生部である衝撃発生部に伝達し、前記衝撃発生部において発生する衝撃力によりメインシャフトに強力なトルクを発生させる電動式衝撃締め付け工具において、
- B 電動モータは、
- B1 磁極部を持つステータと、
- B2 前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設された磁石と、
- B3 前記磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備える
- B4 アウタロータ型電動モータであることを特徴とする
- C 電動式衝撃締め付け工具

本件特許の明細書記載の実施例の図



甲2発明の実施例の図



2 特許庁の審決

特許庁は、本件訂正発明1と甲2発明とは、以下の点で一致及び相違するとなりました。

次ページへ続く ➤

¹ 第1事件原告と第2事件原告と一緒に審判請求を行った後、取消訴訟をそれぞれ提起し、それらは併合されています。本稿では「Xら」と総称します。

² 甲2文獻は、発明の名称を「トルク制御式パルスツール」とする特許出願公報(特開平8-267368号)であり、「電動モータ15によって油圧式のパルス発生装置16が駆動され、前記パルス発生装置16によって発生されるインパルス力によりツール出力軸19にトルクを増幅して伝達させるトルク制御式パルスツールにおいて、電動モータは、ステータと、前記ステータの内周側にロータとを備えるインナロータ型電動モータである電動式衝撃締め付け工具」という発明(「甲2発明」)が記載されていると本件審決で認定されており、裁判所もこれを踏襲しています。

(一致点)「電動モータの出力部の回転を、作動油によりトルクを発生する油圧パルス発生部である衝撃発生部に伝達し、前記衝撃発生部において発生する衝撃力によりメインシャフトに強力なトルクを発生させる電動式衝撃締め付け工具」である点

(相違点)本件訂正発明1の電動モータが「磁極部を持つステータと、前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設された磁石と、前記磁石を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備えるアウトロータ型電動モータ」であるのに対して、甲2発明の電動モータ15は「ステータと、前記ステータの内周側にロータとを備えるインナロータ型電動モータ」である点

以上を前提に、特許庁は、甲2発明は、電動モータがインナロータ型であり、これをアウトロータ型とする記載も示唆もないこと、甲1発明³は、アウトロータ型モータ自体の発明であって、パワーハンドツールへの応用が記載されているものの、その下位概念である電動式衝撃締め付け工具への適用までは示唆されていないことから、甲2発明及び甲1発明のいずれにも、電動式衝撃締め付け工具の電動モータについて、インナロータ型をアウトロータ型に置き換えることについての記載も示唆もなく、置き換えの動機はないから、甲2発明に甲1発明を適用して、本件訂正発明1に想到することが容易とはいえないなどとして、進歩性欠如の主張を認めませんでした。

3 裁判所の判断

裁判所は、本件審決が認定した本件訂正発明1と甲2発明との相違点は次の2つに分けることができるとのXらの主張を認めました。

(相違点I)電動モータに関し、本件訂正発明1は、「磁極部を持つステータと、磁極を内周面に保持する筒缶部を有するロータとを備える、アウトロータ型」であるのに対し、甲2発明は、「ステータと、前記ステータの内周側にロータとを備える、インナロータ型」であって、アウトロータ型ではない点

(相違点II)磁石の保持の態様に関し、本件訂正発明1は、磁石が「前記ステータの外周側に隙間を設けて貼設され」ているのに対し、甲2発明は、磁石を保持する態様が明示されてい

ない点

その上で、相違点Iについては、提出された文献等の証拠も踏まえ、①甲2発明は「電動式衝撃締め付け工具」(電動手工具の一種)に係るものであり、甲1発明は「パワーハンドツール」(電動手工具)に応用される「電動モータ」に係るものであるから、両者の技術分野は関連する、②本件優先日当時、甲2発明が属する「電動式衝撃締め付け工具」の技術分野においては、その性能においてトルクが重要な要素であり、トルクを高めることが周知、自明の課題であったと認められる、③本件優先日当時、甲1発明のようなアウトロータ型モータは、インナロータ型モータよりも高トルク化が容易であることは周知であったと認められるとし、甲2発明には、トルクを高めるという周知の課題を解決するため、甲1発明を適用する動機付けがあるから、甲2発明に、甲1発明のアウトロータ型電動モータを適用し、相違点Iの構成とすることは当業者にとって容易想到であったと判示しました(下線は筆者)。

相違点IIについては、提出された文献等の証拠に基づき、アウトロータ型電動モータにおいて、磁石を保持するために、複数の磁石をステータの外周側(ロータの内周側)に沿って配置し、接着剤固定法等により「貼設」することは、周知技術であると認められ、当該周知技術を適用して、相違点IIの構成とすることは当業者にとって容易想到であったと判示しました。

Yは、相違点Iについて、甲2発明と甲1発明は、課題が異なるので組み合わせる動機付けはない上、甲2発明では、比較的発生トルクが小さく小容量のモータを採用することによりツールの小型化が図れることが示唆されているから、甲2発明に甲1発明の高トルクのモータを適用することには阻害要因がある、高トルク化を図るには種々の手段があり得るから、甲2発明に触れた当業者は、インナロータ型を維持しつつ高トルク化を検討するのが自然なのに、モータの種類を根本的に変更し、研究段階の未完成品である甲1発明を適用することに想到するのは不合理な論理付けであるなどと主張しましたが、裁判所はこれらの主張をいずれも退けています。

4 コメント

³ 甲1文献("High torque machines for power hand tool applications")には、「それぞれの歯にコイルを配置するステータと、前記ステータの外周側に隙間を設けて配置された焼結希土類磁石と、前記焼結希土類磁石を内周面に保持する筒缶のロータとを備え、パワーハンドツールに応用されるアウトロータ型電動モータ」という発明(「甲1発明」)が記載されていると本件審決で認定されており、裁判所もこれを踏襲しています。

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

裁判所は、甲2発明に関して、提出された文献等の証拠も踏まえ、電動式衝撃締め付け工具の技術分野においてはモータのトルクを高めることが周知、自明の課題であったと認定しています。そして、この課題を解決するために、甲2発明に、高トルク化がインナロータ型モータよりも容易であることが知られていたアウトロータ型モータに関する甲1発明を適用する動機付けがあると認定しました。提出された文献等の証拠から前記の周知、自明の課題を認定した点が、本件審決と判断が分かれたポイントと言えます。

なお、YのX(第1事件原告)に対する本件特許に基づく特許権侵害差止等請求事件では、本件と同様に、主引用発明を乙15発明(本件における甲2発明)とする進歩性欠如を理由とする無効の抗弁が主張されました。原審の大阪地裁(令和5年4月20日判決)は、乙15発明に(乙6文献から認定した)乙6-2発明(甲1発明と同旨。乙6文献は本件における甲1文献と同じ。)を適用する動機付けがあったとはいえないとして、進歩性欠如を理由とする無効の抗弁を排斥しました⁴。しかし、本件判決の係属部と同じ知財高裁2部(令和6年5月15日判決)は、本件判決で示したものと同様の理由により、進歩性欠如を理由とする無効の抗弁を認めています。

⁴ 大阪地裁は、「乙15発明は、トルクを制御するためのコントローラをケーシング内に収容し、自己完結型のトルク制御パルスツールを課題とする発明であり、モータ自体に課題を有する発明ではない。」「乙15発明において、高トルク化や、そのために発生トルクの大きいモータを採用することが示唆されているとはいえない。」「乙6-2発明は、高トルク用途を目的・課題としたアウトロータ型電動モータに関する発明であり、電動手工具への応用は示唆されているものの、その下位概念である衝撃発生部を備えた電動式衝撃締め付け工具へ適用することまでは示唆されていない。」「高トルク化やモータに関する課題が示唆されていない乙15発明に接した当事者において、モータの構造をインナロータ型からアウトロータ型に置換することについての動機付けがあるとはいえない。」などと述べています(78～79頁)。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商標法

商標法4条1項11号及び15号に該当し商標が無効と判断された事例

黒田 佑輝
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和6年7月8日判決(令和5年(ネ)第10087号)裁判所ウェブサイト〔三金工業事件〕

裁判例はこちら

原告(請求人)は、標準文字で「三金工業」(登録商標)とする被告(被請求人)の商標について、商標登録無効審判請求を特許庁に起こしましたが、不成立と判断されたため、知財高裁に審決取消訴訟を提起しました。知財高裁は、商標法4条1項11号及び15号に該当するとして、一部の指定商品・役務との関係で商標登録の無効を認めて審決を取り消しました。なお、原告は11号及び15号との関係では、当初から引用商標や原告の事業と関係する一部の指定商品・役務についてのみ無効を主張していましたが、裁判所は原告が無効を主張していた指定商品・役務のうちのさらに一部についてのみ原告の主張を認容しています。

原告は、歯科医療用製品の販売を世界規模で行う会社であり、その子会社である日本法人(「デ社」)は、1926年の設立から、2017年に至るまで「三金」を会社名の一部とし、長年にわたり、三金等の名称を含む歯科用材料や歯科用医療機器を製造販売していました。また、デ社は、「Sankin」や「サンキン」という構成を持つ商標権(4条1項11号の引用商標)を有しています。

被告は、2012年に設立された歯科用材料、機械器具等を販売する会社です。被告は問題の商標の登録を2018年に受けました。その後、2020年に原告が、当時デ社の一部であった、歯科矯正製品等の製造工場の事業譲渡先を募った際に、被告グループが買収候補として名乗りを上げたことがあります。なお、当該工場は、実際には、被告グループ以外の譲受人に譲渡されました。

原告は4条1項11号、15号のほかにも19号や7号についても主張しましたが、ここでは判決が請求を一部認めた11号と15号の判断を紹介します。11号は、「当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務(中

略)又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの」について、同15号は「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」についてそれぞれ商標登録を受けることができないと定めます。

まず、11号については、特許庁は、「三金工業」という結合商標が一体不可分であり、結果として引用商標の「Sankin」や「サンキン」と外観や称呼が異なると判断しました。対して、知財高裁は、デ社が長年、三金を会社名や商品に付していたことや、事業実績として業界の中堅規模以上であったこと、前述の工場の事業譲渡時に被告側が原告に示した意向表明書の中で、被告側が三金ブランドを評価していたことなどを指摘し、三金と工業を分離観察できると認定しました。そのうえで、「登録商標の「三金」の部分と引用商標は、外観において相違するが、称呼は同一であり、観念も取引者・需要者のうち歯科医療関係者においてはデ社及びその商品の観念を生じさせる点で共通している。」と認定し、登録商標と引用商標の類似性を認めました。また、引用商標と登録商標の指定商品・役務を比較し、両者が類似している限度で、商標法4条1項11号に該当すると認めました。

また、15号については、最判平成12年7月11日(レールデュタン事件)を引用したうえで、登録商標とデ社の表示が「三金」部分で類似し、類似性の程度も高いこと、「三金」は独創性はないが、歯科医療関係者の間では周知であったこと、デ社の事業と登録商標の指定役務・商品を比較すると、指定役務のうち、11号で類似性が認められなかった役務のうち一部(金属の加工やセラミックの加工など)についても、デ社の商品または役務と密接に関連していて、取引者及び需要者も共通していると認定し、当該一部の役務について使用する場合には、登録商標は4条1項15号に該当すると判断しました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

保存容器の著作物性を否定した事例

古庄 俊哉
PROFILEはこちら

大阪地裁(21部) 令和6年7月2日判決(令和5年(ワ)第5412号)裁判所ウェブサイト〔蓋付き保存容器事件〕

裁判例はこちら

本件は、原告Xが、被告YらがYらの各作品(Y各作品)を制作、販売等する行為は、Xが制作したストレートガラスカップに木製の蓋を付した保存容器に係る各作品(X各作品)について有する著作権(複製権又は翻案権、譲渡権)及び著作人人格権(氏名表示権)を侵害するとして、Yらに対し、Y各作品の制作等の差止、Y各作品の廃棄及び損害賠償を求めた事案です。X各作品とY各作品のデザインについては、本稿末尾の作品対比表をご参照ください。

X各作品はコーヒー豆等を収納するガラス製の保存容器であることから、いわゆる応用美術(実用に供されることを目的とした作品であって、専ら美術鑑賞を目的とする純粋美術とはいえないもの)の著作物性が本件の争点となりました。裁判所は、以下のとおり、X各作品には、創作性がなく、著作物であると認めることはできないと判示して、X各作品の著作物性を否定し、Xの請求をいずれも棄却しました。

- ・応用美術のうち、美術工芸品以外の量産品であっても、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できる場合には、美術の著作物に当たると解するのが相当である。
- ・X各作品は、ストレートガラスカップと木製の蓋から構成されており、ストレートガラスカップに装飾のある木製の蓋を組み合わせること自体はアイデアであるところ、ストレートガラスカップ部分には、保存容器として必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性が備わっているとは認められない。
- ・木製の蓋部分は、先端側から順に略球形、円盤型、円錐型からなる3段から構成され、各段の境目はくびれの構成となっており、このような構成は持ち運びや内容物の収納、ストレートガラスカップに対する蓋の着脱を容易するために必要

な構成であるから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているとはいえない。

- ・仮に、保存容器の実用目的を達成するために、その蓋部分の構成をフィニアル状¹にする必然性はないとして部分的には実用目的を達成するために必要とはいえない構成が含まれると解するとしても、略球形、円盤型及び円錐型を組み合わせるいくつかの段を構成し、各段の境目がくびれている木製の装飾は、骨董品に用いられるなど、かなり前から家具等で広く用いられていたこと、平成25年時点²において、略球形や円盤の形状のいくつかの段が設けられ、各段の境目がくびれている木製の蓋が細いガラス瓶に接着された作品が存在していたことなどの事情も踏まえると、X各作品の上記蓋部分の構成はありふれたものであって、美術鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的な表現を備えているとはいえない。
- ・したがって、X各作品は、創作性がなく、著作物であると認めることはできない。

応用美術の著作物性については、一般の著作物と異なる特別の要件を課すことなく、表現に創作性が認められれば著作物として保護すべきという見解もありますが、近時の裁判例では、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現を備えている部分を把握できるかを基準とする見解(このような見解は、「分離把握可能性説」などと呼ばれています。)が主流になっていると考えられます。本判決も分離把握可能性説に立脚して、X各作品の著作物性を判断しています。

応用美術の著作物性について判断した事例として、実務の参考になれば幸いです。

次ページへ続く ➤

¹ 作品対比表の①②部分、④⑤部分のチェスの駒を彷彿とさせる装飾部分を指します。

² Xが保存容器の制作、販売を開始したのは平成30年頃であると認定されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

作品対比表

| | 原告作品 | | 被告作品 |
|---|------|------------------------------|------|
| 1 | | A ストレートガラスカップ | |
| | | B Aの1/2～1/4の高さのフィニアルの装飾を施した蓋 | |
| 2 | | | |

(判決書別紙より引用)

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって依頼されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不競法

書籍の題号の商品等表示への該当性

廣瀬 崇史

PROFILEはこちら

東京地裁(40部)令和6年7月8日判決(令和5年(ワ)第70654号)裁判所ウェブサイト〔日本植物図鑑事件〕

裁判例はこちら

本件は、植物学者であった牧野富太郎の著作「牧野日本植物図鑑」という図鑑を出版する会社である原告(X)が、Xの元従業員で「オリジナル普及版 牧野日本植物図鑑」(被告書籍)を出版する被告(Y)に対し、被告書籍に使用された「牧野日本植物図鑑」という表示(本件題号)は不正競争防止法(不競法)2条1項1号又は2号所定の「商品等表示」に該当し、本件題号を付した被告書籍の出版又は販売は、不正競争行為に当たると主張して、不競法3条1項に基づき本件題号の使用の差止めを求めるとともに、不競法4条に基づき損害賠償金等の支払を求めた事案です。

Xは、昭和15年、植物学者の牧野富太郎の著書「牧野日本植物図鑑(初版)」を出版し、その後も、「牧野日本植物図鑑(改訂版)」、「牧野日本植物図鑑(増補版)」、「牧野新日本植物図鑑」、「改訂増補牧野新日本植物図鑑」、「新訂牧野新日本植物図鑑」、「新牧野日本植物図鑑」、「新分類牧野日本植物図鑑」、「卓上版牧野日本植物図鑑」を出版していました(本書では、これらの図鑑を合わせて、本件図鑑といえます)。

Yは、令和5年4月、牧野富太郎を著者とする被告書籍を出版しました。被告書籍は、本件図鑑の初版3刷(昭和18年刊行)を複製¹したものでした。

Xは、東京地裁において、概要、次のような主張をして、本件題号の「商品等表示」への該当性を基礎づけようとした。

・本件題号は、Xの出版物であるという出所識別機能を有するに至っている。すなわち、Xは、昭和15年に「牧野日本植物図鑑(初版)」を出版して以来、現在に至るまで「牧野日本植物図鑑」の出版を継続していたから、特に本件図鑑の需要者である植物学の専門家・研究者の間には「牧野日本植物図鑑=牧野富太郎=X」という認識が浸透している。

・Xは、本件題号について過去に商標登録もしており、このことは本件題号に出所識別機能があると判断されたことに他ならない。

しかしながら、東京地裁は、本件題号は商品等表示に該当しないと判断しています。

まず、東京地裁は、書籍の題号が、商品等表示に該当するかについての一般論を、次のとおり述べました。

不競法2条1項1号及び2号は、「商品等表示」につき、人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものと定義している。そうすると、同各号にいう「商品等表示」とは、商品又は営業を表示するものであるから、出所表示機能を有するものに限られるというべきである。そして、書籍には発行者等の表示が付されるのが通例であり、書籍の出所は、一般に上記発行者等の表示が示すものであるから、書籍の題号は、その書籍の内容を示すものにすぎず、出所表示機能を有するものとはいえない。そうすると、書籍の題号は、特段の事情がない限り、同各号にいう「商品等表示」に該当しないと解するのが相当である。

そのうえで、東京地裁は、本件題号については、上記特段の事情はないと判断しています。具体的には、東京地裁は、証拠及び弁論の全趣旨に基づき、本件題号は、牧野執筆に係る日本の植物図鑑という書籍の内容を端的に示すものにすぎず、牧野という執筆者に特徴があるのは格別、書籍の題号としてはありふれたもので、本件題号には出所を示すような顕著な特徴はないこと、また、一般に題号を同じくする書籍であっても、別々の発行者等により発行されているものも少なからず存在することから、取引の実情に鑑みると、本件題号に接した需要者又は取引者が、本件題号を、書籍の出所を示すものとして直ちに理解

¹ 牧野富太郎の死没は、1957(昭和32)年1月であったことから、牧野富太郎の著作物の著作権の保護期間を超えており、複製権侵害が問題にならなかったものと推察されます。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

するものとはいえないことを踏まえ、上記特段の事情はないと判断しました。

なお、東京地裁は、仮に、Xが本件図鑑を出版していた事実が、一部の専門家や研究者の間で周知という立場を採用したとしても、被告書籍の表紙には、本件題号の左下欄に、発行所を示す表示が付されており、被告書籍に接した需要者又は取引者は、被告書籍の発行所が、当該表示の示す発行所であり、Xではないと理解するのは明らかで、被告書籍の出版は、本件図鑑との混同を生じさせる行為とはいえないとの判断も示していました。

本判決は、商品等表示の該当性についての事例判断ですが、図鑑の題号を扱った珍しい案件でしたので、実務上の参考となるところがあると考えられましたので、紹介した次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。